

大阪市条例第54号

消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例

消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(葬祭補償) 第17条 消防協力者等が公務により、又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡した場合においては、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第17条 消防協力者等が公務により、又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡した場合においては、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の消防協力者等損害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前の消防協力者等損害補償条例（以下「旧条例」という。）第17条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第17条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。